

総務委員会資料

平成29年第4回定例会提出予定議案の説明

諮問第2号

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

資料1 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について
て

資料2 審査請求について

平成29年11月22日

総務企画局

下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について

1 審査請求の概要

(1) 審査請求人

議案書のとおり

(2) 審査請求の年月日

平成28年11月6日

(3) 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の納入の通知に係る下水道使用料の徴収に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

納入通知書発行日 平成28年9月21日

金額 2,160円

納入事由 平成28年8月分及び9月分の下水道使用料

(4) 審査請求の理由

- ・処分庁は、審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続調査を行っていないため、本件処分は違法である。
- ・川崎市下水道条例（以下「条例」という。）に定める構造、接続等の基準を満たさずに設置されている審査請求人の住居の排水設備について、条例に基づく下水道使用料の算定方法は適用されないため、本件処分は違法である。

(5) 審査庁

川崎市長

(6) 処分庁

上下水道事業管理者

2 審査請求に至るまでの経過

事件の概要

平成28年7月25日、処分庁が、審査請求人の住居の排水設備について公共下水道への接続の有無を調査したところ、浄化槽は存置されているが使用していないこと、自ら改造工事を行ったこと、また、宅地内最終接続ますが公共下水道へ接続されているものの、下水道使用料が未徴収であることが判明した。

その後、処分庁は、審査請求人に対し、下水道使用料の徴収対象となる旨を書面で通知するとともに、処分庁職員が審査請求人宅を訪問して内容について説明を行い、その納付について理解を求めたほか、審査請求人の要望に応じて下水道使用料を徴収する根拠及び計算方法等を説明した文書を送付した。

平成28年9月21日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

平成28年11月6日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人及び処分庁の主張

(1) 審査請求人の主張

- ・審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続調査を行っていない。
- ・条例に定める構造、接続等の基準を満たさずに設置されている審査請求人の住居の排水設備について、条例に基づく下水道使用料の算定方法は適用されない。

(2) 処分庁の主張

- ・処分庁が、審査請求人の住居の排水設備について、公共下水道への接続を確認しており、審査請求人も自ら工事を行ったと申告している。
- ・公共下水道の使用という客観的事実が認められれば、条例第13条で排出汚水量は水道水の使用水量によって算出する旨規定している。

4 審査請求に対する処分庁の見解

平成28年7月25日に審査請求人宅を訪問し、審査請求人立会いのもと、最終ますと公共下水道の接続を確認している。

公共下水道は、使用が客観的に認められ、かつ、使用水量が排出汚水量と著しく異なる旨の申告がなければ、条例第13条により水道水の使用水量を基に排出汚水量を算出し下水道使用料を賦課徴収するのが適正である。

以上のことから本事案については、本件処分の違法又は不当の理由となる点は認められないから、棄却されるべきである。

5 審理員意見書の内容

本件について、審査庁は、平成28年11月21日付けで審理員を指名し、平成29年7月18日に審理員から、次のとおりの意見書が審査庁に提出された。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由【概要】

- ・審査請求人が下水道法にいう「公共下水道を使用する者」であることに疑いの余地はない。
- ・審査請求人は、条例の定めるところにより下水道使用料の支払い義務を負っている。
- ・審査請求人は、使用水量と排出汚水量が著しく異なる場合に、条例第13条第1項第3号に基づき処分庁が排出汚水量を認定するために必要な申告書は提出していないことから、同項第1号に基づき、水道の使用水量によって排出汚水量を算定することとなる。
- ・本件処分は、条例の規定に従って正しく算定された金額でなされている。

審査請求について

1 概要

審査請求とは、違法または不当な処分について、その取消しを求めため、処分庁の上級行政庁（審査庁）に対して行われる不服申立てである。

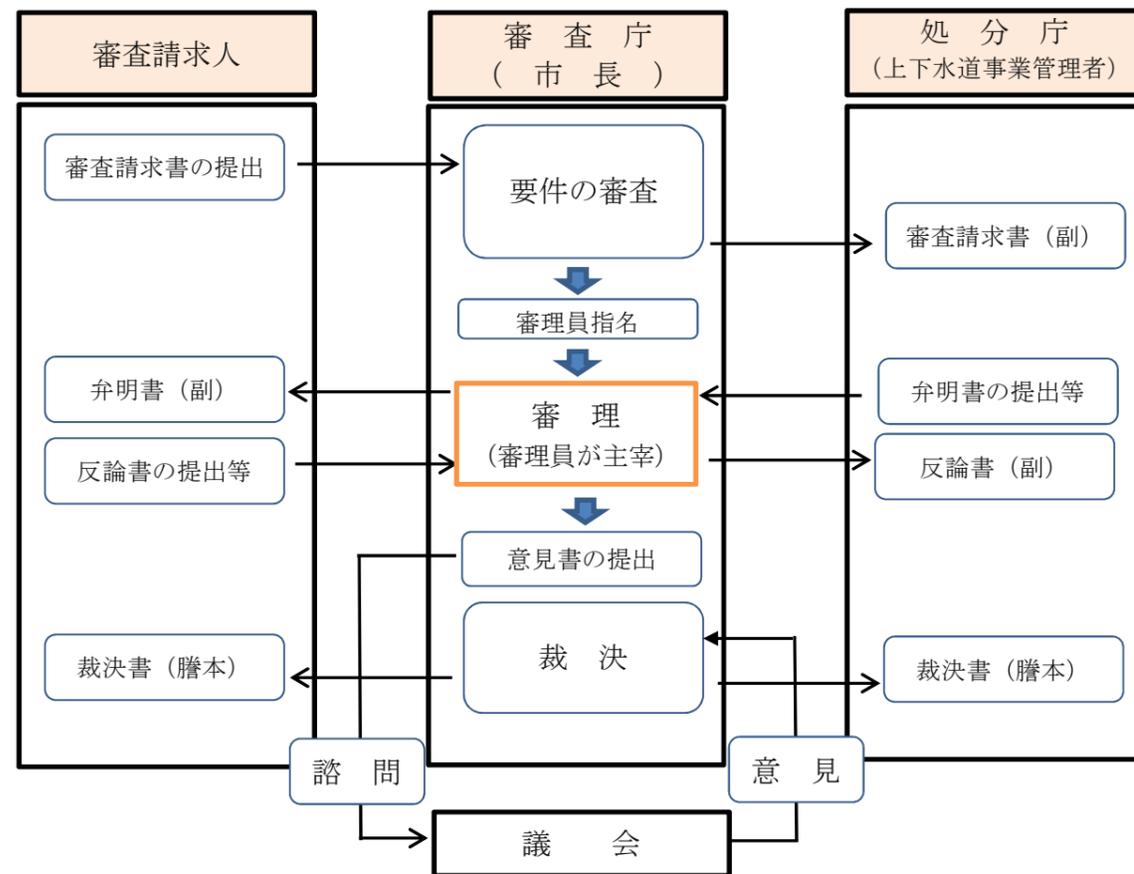
今回の審査対象である下水道使用料の請求に関する処分については、審査請求があった場合には、議会へ諮問をしなければならないという規定が地方自治法にあることから、本件審査請求に関する最終的な判断（裁決）を行うにあたり、議案として議会に諮問する案件となる。

2 対象

行政が行った行政処分が、審査請求の主な対象となる。

本件では、下水道使用料の請求に関する処分に対して審査請求がされている。

3 手続



4 期間



5 裁決の種類

裁決の種類として、次の3種類がある。

(1) 却下

審査請求が要件を満たしておらず、不適法な場合になされる。

(2) 棄却

処分が違法・不当であると認められず、審査請求に理由がない場合になされる。

(3) 認容

処分が違法・不当であると認められ、審査請求に理由がある場合になされ、審査庁は処分全部又は一部の取消しができる。

6 審理員による審理について

審査請求をされた審査庁は、審査請求が適法な場合には、審査庁に所属する職員の中から、処分に関与していない者を、審理手続を行う者（審理員）として指名することとされています。審理員は審理手続を指揮し、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成し、事件記録とともに審査庁に提出することとされています。

本件においては、審査庁は、平成28年11月21日付けで審理員を指名し、平成29年7月18日に審理員から意見書の提出を受けました。

7 審理員意見書の内容

本件については、審理員から、次のとおりの意見書が審査庁に提出されています。

(1) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

(2) 理由【概要】

- ① 審査請求人が下水道法にいう「公共下水道を使用する者」であることに疑いの余地はない。
- ② 審査請求人は、川崎市下水道条例（以下「条例」という。）の定めるところにより下水道使用料の支払い義務を負っている。
- ③ 審査請求人は、使用水量と排出汚水量が著しく異なる場合に、条例第13条第1項第3号に基づき処分庁が排出汚水量を認定するために必要な申告書は提出していないことから、同項第1号に基づき、水道の使用水量によって排出汚水量を算定することとなる。
- ④ 本件処分は、条例の規定に従って正しく算定された金額でなされている。
- ⑤ 新築当時の排水管工事に瑕疵があったかどうかは、本件処分とは関係がない。

8 審査請求と訴訟との関係

審査請求人は、裁決を経てなお処分について不服がある場合は、原則として裁決があったことを知った日から6ヵ月を経過するまでは、取消訴訟を提起できる。

なお、本件は審査請求前置とされている処分であるため、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、処分について取消訴訟を提起することができない。ただし、審査請求を行ってから3ヵ月経過しても裁決がない等正当な理由があれば直接訴訟を提起できる。